

税法実務コース「法人税重要論点Ⅰ」	学習スケジュール
-------------------	----------

回 数	学 習 テ ー マ		内 容
第 1 回	第 1 章	テーマ 1 繰延資産の実務での取扱い テーマ 2 繰延資産の法人税における取扱い テーマ 3 別表16(6)（繰延資産）の記載	繰延資産の税務上の取扱いを説明します。また、別表16(6)の記載について説明します。
	第 2 章	テーマ 4 リース取引(借手)の実務での取扱い テーマ 5 リース取引(借手)の法人税の取扱い テーマ 6 別表16(4)（リース期間定額法）の記載	リース取引の借手の税務上の取扱いを説明します。また、別表16(4)の記載について説明します。
第 2 回	第 3 章	テーマ 7 役員給与の実務での取扱い テーマ 8 役員給与の法人税における取扱い	会計上で費用又は損失として計上される役員給与、貸倒損失、評価損の取扱いについて説明します。税務において損金算入が認められるか否かがポイントになります。別表の記載はありませんが、重要な論点です。
第 3 回	第 4 章	テーマ 9 貸倒損失の実務での取扱い テーマ 10 貸倒損失の法人税における取扱い	
	第 5 章	テーマ 11 評価損の実務での取扱い テーマ 12 評価損の法人税における取扱い	

※講義内容については変更になる場合があります。予めご了承ください。

■本テキストの内容及び関係法令書類につきましては、平成29年4月1日現在確定された法令等に基づき作成しております。

税法実務コース「法人税重要論点Ⅰ」

CONTENTS

第1章 繰延資産

テーマ1 繰延資産の実務での取扱い	2
-------------------	---

■繰延資産は実務でどのように取り扱われるのか

テーマ2 繰延資産の法人税における取扱い	6
----------------------	---

■繰延資産の償却費(償却限度額)はどのように計算するのか

テーマ3 別表16(6)(繰延資産)の記載	20
-----------------------	----

■別表16(6)(繰延資産)はどのように記載するのか

第2章 リース取引(借手)

テーマ4 リース取引(借手)の実務での取扱い	26
------------------------	----

■リース取引(借手)は実務でどのように取り扱われるのか

テーマ5 リース取引(借手)の法人税における取扱い	30
---------------------------	----

■リース取引の借手は減価償却費をどのように計算するのか

テーマ6 別表16(4)(リース期間定額法)の記載	38
---------------------------	----

■別表16(4)(リース期間定額法)はどのように記載するのか

第3章 役員給与

テーマ7 役員給与の実務での取扱い	44
-------------------	----

■役員給与は実務でどのように取扱われるか

テーマ8 役員給与の法人税における取扱い	48
----------------------	----

■役員給与は法人税においてどのように取り扱われるのか

第4章 貸倒損失

テーマ9 貸倒損失の実務での取扱い	70
-------------------	----

■貸倒損失は実務でどのように取り扱われるのか

テーマ10 貸倒損失の法人税における取扱い	74
-----------------------	----

■貸倒損失は法人税においてどのように取り扱われるのか

第5章 評価損

テーマ11 評価損の実務での取扱い	90
-------------------	----

■評価損は実務でどのように取扱われるのか

テーマ12 評価損の法人税における取扱い	94
----------------------	----

■評価損は法人税においてどのように取扱われるのか

1

繰延資産の実務での取扱い

繰延資産は実務でどのように取扱われるのか

■ 1 繰延資産の考え方

法人が支出する費用で、その支出の効果が将来に及ぶものは、減価償却資産と同様に一時に費用化せず、その支出の効果が及ぶ将来の期間にわたって費用配分すべきであると考えられます。

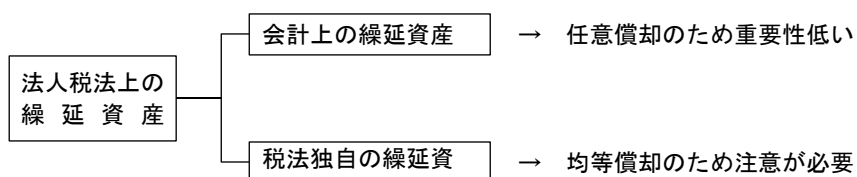
法人税では、このような支出について繰延資産として資産に計上し、その支出の効果が及ぶ期間にわたり償却費として損金の額に算入することになっています。この考え方は会計と同様ですが、法人税における繰延資産の範囲や償却費の損金算入については税法独自の規定を設けています。

■ 2 繰延資産の範囲

繰延資産についての会計と税務の基本的な考え方は同じですが、実際には、その範囲が異なっています。会計上は、旧商法において繰延資産として計上できる支出を限定していた影響で、現在においても繰延資産の計上を限定しています。

それに対して、税法では繰延資産の考え方に合致する支出は、基本的に繰延資産として費用配分することが要求されています。したがって、会計上よりも税務上の方が繰延資産の範囲が広くなるという点に留意が必要です。

会計上は繰延資産として扱わない支出であっても、税務上繰延資産に該当するものは、資産計上して償却する必要があります。したがって、実務では税法独自に繰延資産としている支出を把握して、適切に処理することが求められます。後で詳しく学習しますが、会計上の繰延資産は、税務上は償却が任意とされていますので、支出時に資産計上する方法と費用処理する方法のいずれも是認されますが、税法独自の繰延資産は、資産に計上して均等償却することが要求されますので、留意が必要です。

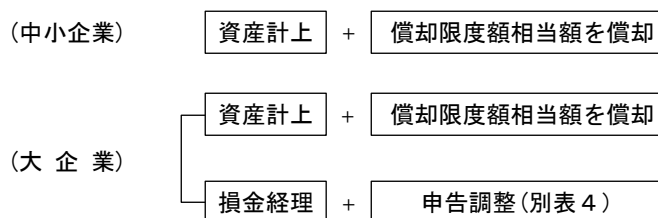


■ 3 繰延資産の実務での取扱い

中小企業の実務では、一般的に、会計上の繰延資産は資産計上せずに損金経理することが多く（資産計上する場合もあります。）、一方で、税法独自の繰延資産は資産に計上して償却限度額相当額を償却費として計上します。したがって、中小企業の実務では、償却超過額が生じて別表4で加算調整をするということは通常ありません。

会計監査を受ける大企業の場合には、税法独自の繰延資産を資産計上せずに損金経理することもあります。税法独自の繰延資産を支出時に損金経理した場合には、償却超過額が生じますので、別表4で加算調整する必要があります。

《税法独自の繰延資産》



■ 4 繰延資産の貸借対照表の計上科目

会計上の繰延資産は、貸借対照表に「繰延資産」として計上します。一方で、税法独自の繰延資産を資産に計上する場合には、貸借対照表に「繰延資産」として計上しません。会計上は繰延資産ではありませんので、「繰延資産」ではなく、投資その他の資産に「長期前払費用」として計上するのが一般的です。

会計上の繰延資産	→	「繰延資産」
税法独自の繰延資産	→	「投資その他の資産－長期前払費用」